告示第86号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島市建設部建設課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和7年10月31日

宇和島市長 岡原 文彰

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
55069	曽根線	宇和島市津島町曽根834-1地先	令和7年10月31日
		宇和島市津島町曽根897地先	